



第34回 警察官による違法な撮影阻止行為事件について

人権擁護委員会委員 高井 健太郎 (71期)

被疑者との接見のために警察署を訪れたときなど、受付のあたりに「庁舎内で許可なく録音・撮影することを禁じます」という掲示がされているのが目につくことがある。このような掲示はいかなる法的根拠に基づくのか。警察署を訪れた者に対して警察側が録音・撮影を禁止できる場合があるとして、どの程度の録音・撮影阻止行為が認められるのか。それらのことが問題となったのが本事案である。

2021（令和3）年4月、申立人が、その数日前に東京都内で起きた自身が所有する自転車の破損事故の処理について苦情を述べるために相手方警察署を訪れた際、その対応にあたった同署署員らが、同署員らとのやり取りを記録するためスマートフォンで撮影する申立人に対して、同署署内受付カウンター前において、申立人が握持するスマートフォンに手を伸ばし、申立人の体ごと後方に押しやりながら申立人の手を下方に傾け受付カウンターに当てるなど3回に渡って有形力を行使した、というのが本事案の概要である。

当委員会では、申立人がスマートフォンで撮影した動画等の記録に基づき、署員らの行為は申立人の手自体に直接物理力を加え、撮影方向を申立人の意に反して強引に逸らしめようとするものであって、申立人の身体に向けられた不法な有形力の行使として暴行に該当すると認定したうえで、その有形力の行使が正当行為として違法性が阻却されるかを検討した。

当委員会からの照会に対して、相手方警察署は、申立人の警察署庁舎内での撮影行為は警視庁庁舎管理規程6条の「公務を妨害し、その他秩序を乱すような行為」に該当するため、同撮影行為を制止したものであると回答した。

相手方警察署が撮影阻止行為の法的根拠として主

張する庁舎管理権については、東京高等裁判所昭和51年2月24日判決（高刑集29巻1号27頁）は「一般公衆が自由に出入しうる庁舎部分において、外来者が喧噪にわたり、官公署の執務に支障が生じた場合には、官公署の庁舎の外に退去するように求める権能、およびこれに応じないときには、官公署の職員に命じて、これを庁舎外に押し出す程度の排除行為をし、官公署の執務の本来の姿を維持する権能をも、当然に包含している」と判示する。

当委員会では、当裁判例（警視庁庁舎管理規程も当裁判例をきっかけとして策定されたと推察される）を参照しつつ、「警察権の行使が権力作用であるのに対して、庁舎管理権の行使は非権力的作用であって、強制権限を有するものではなく、その必要性、相当性、比例性が当然要求される」という適法性の判断枠組みを立てたうえで、申立人提供動画によって認定できる署員らの行為態様は「申立人が体ごと押されている様子、警察官らの手の動く速度、及び申立人撮影画面のぶれる速度等からみて、相当な物理力がスマートフォンを握持する申立人の手に加えられていると推察できる。一連の有形力の行使の程度は、当の状況で許される最小限度を超えるに至っており、相当性及び比例性も認められない」として、違法性が阻却されるものではないものと判断し、庁舎管理権行使の逸脱・濫用に警鐘をならす意味で、相手方警察署及び警視庁に対して「警告」相当と結論、当会において執行したものである。

これまで漠然と捉えられ、警察署においては警察権あるいは警察行政権とも混同されがちな庁舎管理権の行使について、具体的な適法性判断基準を示し検討した事案として紹介する次第である。